

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

一般社団法人(非営利型法人)の基金について放棄を受けた場合の 債務免除益の取り扱い

《内容》

新たに顧問先となった一般社団法人（非営利型法人に該当する予定）A法人は、非営利型法人に該当することとなった日後に、基金（基金として拠出された現物財産を収益事業の用に供している。）の拠出者からその返還に係る債務の免除を受けることが見込まれていますが、この免除に係る債務免除益は、A法人の行う収益事業に係る益金の額に含まれないと解して差し支えないでしょうか。

『答』

一般社団法人の基金制度は、剰余金の分配を目的としていなく、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であり、基金として集めた金銭等の使途に法令上の制限はないと考えます。基金として拠出された現物財産が収益事業の用に供されているとしても、このようなことから、一般社団法人の基金は収益事業に属する債務とは認められず、収益事業以外の事業に係る債務として区分経理することとされています。

したがって、本件の基金の返還債務の免除は、収益事業に係る事業活動やこれに関連して行われる行為によるものとは認められないことから、法人税法施行令第5条第1項にいう「その性質上その事業に付随して行われる行為」には該当しないと考えます。

(解説)

1 ご質問の一般社団法人（非営利型法人）A法人は、法人税法上、公益法人等に該当することとなり、設立後に開始する事業年度以後の各事業年度において、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課されることとなります（法法7）。

ところで、A法人は、公益法人等に該当することとなった日後において、拠出者から基金の返還請求権を放棄する旨の申出がなされることにより、基金の返還債務の消滅に係る経済的利益（債務免除益）を収入することとなりますが、この時に、基金として拠出者から拠出された現物財産が収益事業の用に供されているとしても、基金制度は、剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であり、基金として集めた金銭等の使途に法令上の制限はないことから、一般社団法人の基金は収益事業に属する債務とは認められないと考えられます。

2 このようなことから、A法人としても収益事業以外の事業に係る債務として区分経理していると考えられますので、ご質問の基金の返還債務の免除は、収益事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われる行為によるものとは考えられません。

したがって、法人税法施行令第5条第1項にいう「その性質上その事業に付随して行われる行為」には該当しないと考えます。

3 さらに、基金はいわば実質的に元入金のような性格を有しているといえますので、その返還債務の免除に係る経済的利益は、他者から贈与を受けた寄附金と同様の性格の収益であるといえ、当法人の行う収益事業に係る益金の額には算入されないと考えます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。